

# 生活福祉資金コロナ特例貸付の償還(借いたお金を返すこと)が始まっています！



【貸付期間】令和 2 年(2020 年)3 月～令和 4 年(2022 年)9 月の間にご利用の方

**下記の期間に償還が完了しないと、延滞利子が発生します！**

◆緊急小口資金

→ 儻還開始から 2 年以内

◆総合支援資金(初回貸付/延長貸付/再貸付) → 儻還開始から 10 年以内

※令和 2 年(2020 年)3 月～令和 4 年(2022 年)3 月までにコロナ特例貸付の緊急小口資金をご利用され、  
令和 6 年(2024 年)12 月までに償還完了されていない方は、既に延滞利子が発生しておる可能性があります。



お困りのことございましたら、

**『まいさぽ須坂』までご相談ください！**

須坂市生活就労支援センター『まいさぽ須坂』

〒382-0911

須坂市大字須坂(春木町)476-1

Tel 026-248-9977

Mail [maisapo@suzaka-shakyo.jp](mailto:maisapo@suzaka-shakyo.jp)